○法務省・厚生労働省令第二号

死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律（平成二十五年法律第六十六号）第五条の規定に基づき、死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十五年九月二十日

法務大臣　谷垣　禎一

厚生労働大臣　田村　憲久

死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行規則

（法務大臣が提供すべき情報）

第一条　法務大臣は、厚生労働大臣又は日本年金機構（以下「機構」という。）に対し、次に掲げる情報を提供するものとする。

一　死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律（平成二十五年法律第六十六号。以下「法」という。）第二条第一項の規定により保険料を納付することができる死刑再審無罪者（法第一条に規定する死刑再審無罪者をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日及び住所

二　前号の死刑再審無罪者に係る死刑の判決が確定した日から死刑に処せられた罪について再審において無罪の言渡しを受けてその判決が確定した日の前日までの期間

（厚生労働大臣等が提供すべき情報）

第二条　厚生労働大臣又は機構は、法務大臣に対し、次に掲げる情報を提供するものとする。

一　法第二条第一項の規定により保険料を納付した死刑再審無罪者の氏名、生年月日及び住所並びに保険料を納付した年月日

二　法第三条第一項の規定により死刑再審無罪者に対して支給する特別給付金の額に相当する額

附　則

（施行期日）

1　この省令は、法の施行の日（平成二十五年九月二十四日）から施行する。

（経過措置）

2　法附則第二条の規定により法第二条の規定を読み替えて適用する場合におけるこの規則の規定の適用については、第一条第二号中「死刑に処せられた罪について再審において無罪の言渡しを受けてその判決が確定した日の前日」とあるのは、「六十歳に達した日」とする。

○厚生労働省令第百七号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第二項の規定に基づき、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月二十日

厚生労働大臣　田村　憲久

薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第五号の二十四に次のように加える。

⑷　（±）－三－アミノ－九・一三ｂ－ジヒドロ－一Ｈ－ジベンズ［ｃ・ｆ］イミダゾ［一・五－ａ］アゼピン塩酸塩として〇・〇五％以下を含有する点眼剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第八号の五を第八号の六とし、第八号の四を第八号の五とし、第八号の三を第八号の四とし、第八号の二の次に次の一号を加える。

八の三　イオフルパン(123I)

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第三十六号の三十四を第三十六号の三十六とし、第三十六号の三十三を第三十六号の三十四とし、同号の次に次の一号を加える。

三十六の三十五　四－〔(一Ｒ)－二－〔(六－〔(二・六－ジクロロベンジル）オキシ〕エトキシ〕ヘキシル）アミノ〕－一－ヒドロキシエチル〕－二－（ヒドロキシメチル）フエノール（別名ビランテロール）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中四－〔(一Ｒ)－二－〔(六－〔(二・六－ジクロロベンジル）オキシ〕エトキシ〕ヘキシル）アミノ〕－一－ヒドロキシエチル〕－二－（ヒドロキシメチル）フエノールとして二五㎎以下を含有する吸入剤を除く。

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第三十六号の三十二を第三十六号の三十三とし、第三十六号の三十一を第三十六号の三十二とし、第三十六号の三十を第三十六号の三十一とし、第六号の二十九の次に次の一号を加える。

三十六の三十　二－（三・五－ジクロロフェニル）－一・三－ベンゾオキサゾール－六－カルボン酸（別名タフアミジス）、その塩類及びそれらの製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第六十二号の十九を第六十二号の二十とし、第六十二号の十八を第六十二号の十九とし、第六十二号の十七を第六十二号の十八とし、第六十二号の次に次の一号を加える。

六十二の十七　トラスツズマブ　エムタンシン及びその製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第七十四号の二を第七十四号の三とし、第七十四号の次に次の一号を加える。

七十四の二　パルミチン酸（九ＲＳ）－三－〔(六－〔(六－フルオロ－一・二－ベンゾイソキサゾール－三－イル）ピペリジン－一－イル］エチル〕－二－メチル－四－オキソ－六・七・八・九－テトラヒドロ－四Ｈ－ピリド［一・二－ａ］ピリミジン－九－イル（別名パリペリドンパルミチン酸エステル）及びその製剤

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百八号

死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百八十号）第二条第一項及び第十七条の規定に基づき、並びに死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律（平成二十五年法律第六十六号）を実施するため、死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律に基づく国民年金の保険料の納付手続の特例に関する省令を次のように定める。

平成二十五年九月二十日　厚生労働大臣　田村　憲久

死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律に基づく国民年金の保険料の納付手続の特例に関する省令

（保険料の納付の申出等）

第一条　死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百八十号。以下「令」という。）第二条第一項の規定による保険料の納付の申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を日本年金機構（以下「機構」という。）に提出することによって行わなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号（以下「基礎年金番号」という。）

三　令第一条各号に掲げる期間及び令附則第四条第一項に規定する特定期間（以下「特定期間」という。）を有する場合は、その旨

四　令附則第四条第一項の規定による申出を行わない者にあっては、その旨

2　前項の申出書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　生年月日を明らかにすることができる書類

二　国民年金手帳を所持しているときは、国民年金手帳

三　特定期間を有する場合は、当該期間を明らかにすることができる書類

3　第一項の申出に係る保険料の納付は、歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）別紙第四号の十五書式によって行うものとする。

（令附則第四条第一項の申出）

第二条　令附則第四条第一項の規定による申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書に、特定期間における配偶者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えて、これを機構に提出することによって行わなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　基礎年金番号

三　特定期間

四　特定期間における配偶者の氏名及び生年月日

五　特定期間における配偶者の基礎年金番号